



# みなみ

# 11

2015 November

No.116

平成27年度 日和佐八幡神社秋祭り



—— 主な内容 ——

- 「美波ふるさと創造戦略」を策定しました … P2~3
- 平成27年度財政執行状況を公表します … P4~5
- マイナンバーについて … P6~7
- 赤松神社奉納吹筒花火、日和佐八幡神社秋季例祭 … P18~19
- 各お知らせ … P20~21

広報みなみ HP

西  
新  
町

# しました。

# ～共創によるまちづくり～

## 美波ふるさと創造戦略の概要（施策体系）

人口減少の抑制・地域の活性化に向けて、美波ふるさと創造戦略では、以下の4つの基本目標を定め、計画的・総合的に取り組んでいきます。

### 基本目標

#### みなみへの人の流れづくり

人口流出が続く中で、多様な施策の実現により、流出の抑制と流入の拡大をめざしていきます。特に、サテライトオフィスについては県内でも有数の実績を誇っていることから、更なる展開を進めていきます。



#### みなみの資源を活かした仕事づくり

定住には仕事場の不可欠であり、基幹産業である一次産業の振興や既存企業の多様な支援策の充実を図るとともに、美波町の地域資源や特性等を活かした新たな仕事の創出をめざします。



#### みなみの子育て環境づくり

結婚・出産・子育てがよりやすくなる環境づくりに向け、国の少子化対策等と歩調を合わせつつ、美波町の独自性のある支援策を検討し、子育てに選ばれるまちをめざします。



#### みなみの人がつくる、個性ある住みよい地域づくり

本町では、全国的にも知名度の高い伊座利地区の取り組みをはじめ、地域の人が主体となった個性的な取り組みが進められています。今後も様々な取り組みを進めていきます。



### 地方創生に向けた方策

地方創生に向けた方策	具体的な事業
定住・交流の場として選ばれる町をめざす	●移住コーディネーターの育成、活動支援 ●地域等における個性的な活動の支援 ○帰町者や起業者の支援制度の充実 など
サテライトオフィスの更なる進化	●サテライトオフィスの更なる誘致 ○(仮称)サテライトオフィス連絡協議会の設置 など
大学等との連携による多様な地域づくり	●県南地域づくりキャンパス事業の継続・発展 ●多様な大学連携の推進 ○連携強化のための条件整備 など
美波の特性に応じた地域産業の育成・強化	●美波町小規模事業者起業支援制度を活用した起業の支援 ●海面海藻養殖事業の展開 ○みなみブランドの認証制度の検討 など
訪れる人を増やし、仕事を生み出す	●道の駅から大浜海岸等への動線強化 ○薬王寺門前町の再生 ●多様な自然体験プログラムの提供と必要備品及び設備の充実 など
美波の活力ある産業を支える人・組織づくり	●サテライトオフィス等との連携による人材の育成 ○協業組織の設立の検討 ○事業提案審査制度の検討 など
ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化	●合コンイベント等の開催や交流イベントを活用した交流機会の創出 ●結婚祝い金等の経済的支援の継続・拡充 ○通学者（高校生）の支援 など
若い世代の正規雇用の更なる拡大	○町内企業への啓発 ○美波町住民を採用する企業への支援策の検討 など
仕事と子育てが両立する働き方の実現	○光ファイバー網等を活かした新たな働き方の検討 ○子育てに関する企業への研修会の実施 ○住宅等改修支援事業の検討 など
地域の課題解決に向けた多様な活動の推進	●地域づくり推進事業 ○地方創生の先導的な取り組みを踏まえた提言 など
多様な人材が輝く地域づくりの加速	○女性の人材育成に向けた研修会等の実施 ○若者が主体となった活動の支援 ●姉妹都市との連携強化・充実 など
美波の個性を活かしたまちづくり	●伊座利をはじめとした地域の活動支援 ●地域おこし協力隊の募集 ○美波町の応援団（ふるさと会）等の組織づくり など
安心して暮らせる地域づくり	○医療保健センターと地域の連携 ●防災事業の視察受け入れ ●空き家を活用したお試し滞在施設の整備・活用 など

●継続事業 ○新規事業

### 数値目標

サテライト  
オフィス  
誘致数

15

社/5年

来訪者数

130

万人/年  
(2014年実績:  
約111万人)

出生数

50

人/年  
(2014年実績:  
38人)

地域独自の  
取組への  
支援件数

10

団体・地域/年

# 『美波ふるさと創造戦略』を策定

美波町では、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目指して、人口の現状と将来展望を示した『美波町人口ビジョン』と、これを実現するための具体的施策をまとめた『美波ふるさと創造戦略～共創によるまちづくり～』を策定しました。

美波ふるさと創造戦略では、美波町の強みを活かし、人を呼び込むための「3つの全国発信プロジェクト」を先導的・重点的に取り組むことで、美波町の持つ魅力をさらに際立たせ、ほかにはない「美波町モデル」を確立し、「人口ビジョン」で定める「2060年の人口4,000人～4,300人」の目標を目指すこととしています。



部会

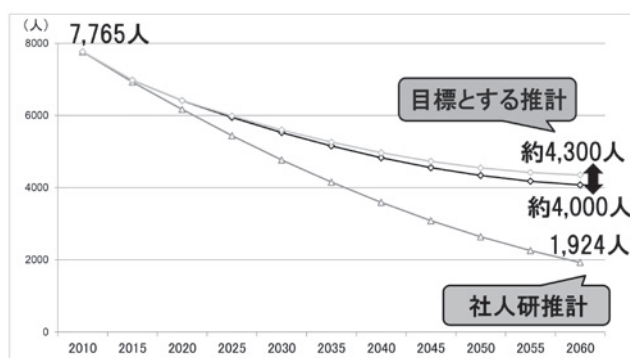


推進会議

## 美波町の“強み”を活かし、人を呼び込むための『3つの全国発信プロジェクト』



## 人口の将来目標



2010年国勢調査における美波町の人口は7,765人となっており、50年後の2060年には1,924人まで減少すると想定されています(国立社会保障・人口問題研究所推計)。

総合戦略に掲げた多様な施策の推進を図ることで、様々な波及効果や好循環等が生じることをめざし、2060年の人口目標を4,000～4,300人とします。

2060年時点で“4,000～4,300人”



# 平成26年度 会計別決算

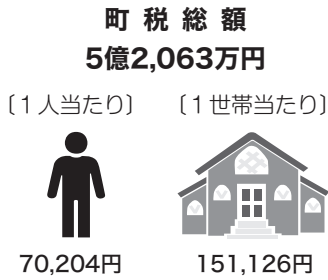
# 決算に基づく財政指標

会計名	歳入	歳出
一般会計	61億6,672万円	59億3,369万円
国民健康保険事業	11億2,035万円	11億1,694万円
住宅改良資金貸付	265万円	13万円
育英奨学金貸付事業	2,103万円	2,016万円
赤河内財産区	959万円	18万円
簡易水道事業	7,534万円	5,815万円
漁業集落排水事業	1,947万円	1,938万円
公共下水道事業	1億4,476万円	1億3,858万円
介護保険事業	12億4,163万円	11億6,487万円
阿部診療所	3,389万円	3,387万円
後期高齢者医療	1億4,181万円	1億3,739万円
水道事業	8,372万円	7,288万円
病院事業	8億5,518万円	9億1,279万円
資本的収支	98万円	1,394万円
資本的収支	6億4,487万円	2億4,923万円

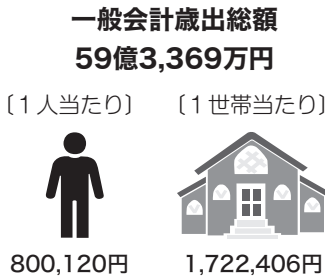
財政指標	決算年度	平成25年度決算	平成26年度決算
経常収支比率		84.8%	86.6%
財政力指数		0.18	0.17
積立鏡筒			
財政調整基金		23億6,616万円	23億7,616万円
減債基金		4億3,796万円	6億3,796万円
その他基金		10億498万円	8億5,630万円
地方債現在高			
普通会計		58億7,495万円	58億4,940万円
簡易水道事業会計		1億992万円	9,133万円
漁業集落排水事業会計		1億4,818万円	1億3,922万円
公共下水道事業会計		8億3,838万円	7億6,198万円
水道事業会計		1億1,933万円	1億1,396万円
病院事業会計		1億6,164万円	6億140万円
健全化判断比率			
実質赤字比率		— (15.0)	— (15.0)
連結実質赤字比率		— (20.0)	— (20.0)
実質公債費比率		6.6 (25.0)	6.1 (25.0)
将来負担比率		— (350.0)	— (350.0)

※健全化判断比率の( )内の数値は、早期健全化基準です。  
 ※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため、数値が表示されません。  
 ※将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債がないため、数値が表示されません。

## 町税負担の概況

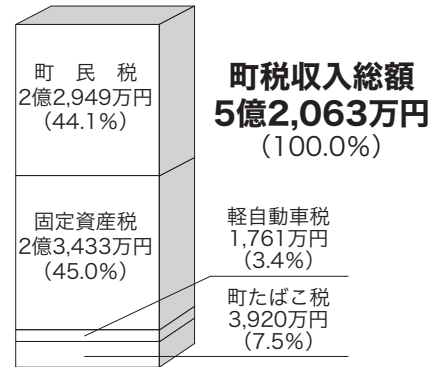


## 行政経費支出の概況

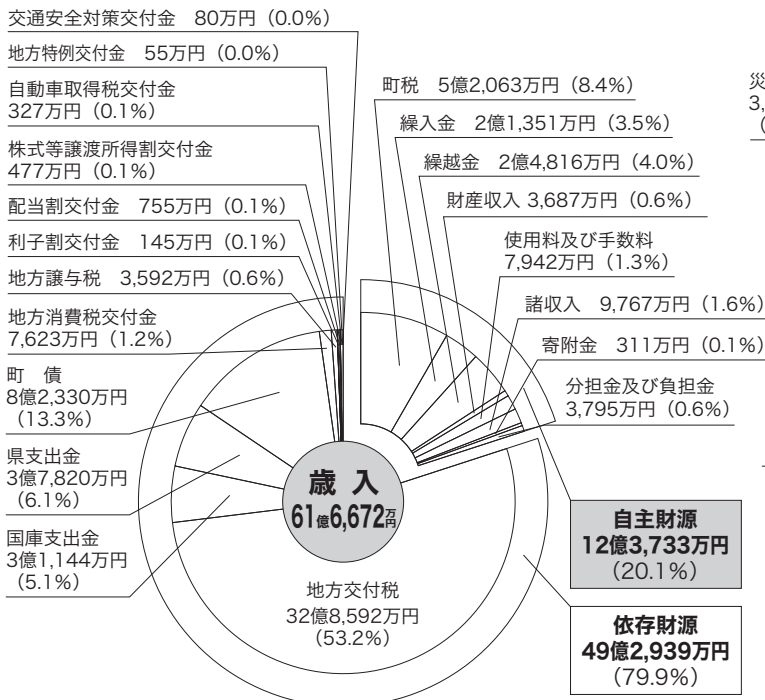


人 □ (平成27年3月末現在) 7,416人  
 世帯数 (平成27年3月末現在) 3,445世帯

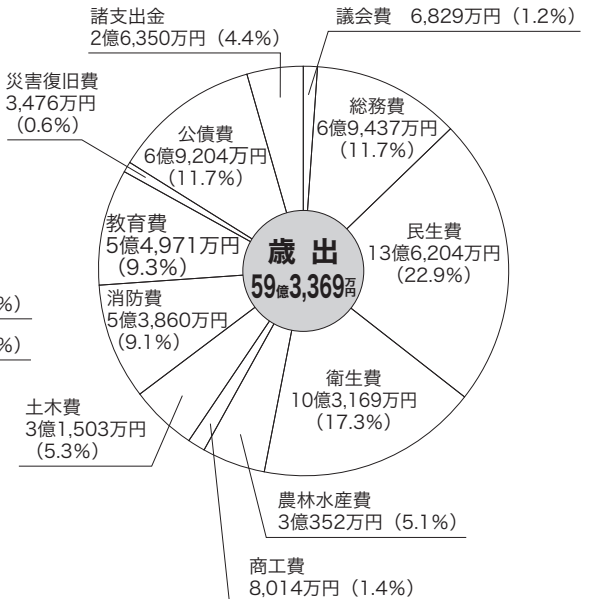
## 町税収入の内訳



## 一般会計 歳入の内訳



## 一般会計 歳出の内訳



# 平成27年度 財政執行状況を公表します

美波町財政状況の公表に関する条例により、平成27年度の財政執行状況を公表します。

**一般会計 収入は 37.6%**  
**支出は 28.2%** (平成27年9月30日現在)

予算額 (収入済額)

予算額 (支出済額)

5億163万円 (3億2,310万円)	町 税
3,543万円 (1,120万円)	地方譲与税
110万円 (76万円)	利子割交付金
487万円 (134万円)	配当割交付金
517万円 (0万円)	株式会社等譲渡所得割交付金
1億959万円 (7,732万円)	地方消費税交付金
339万円 (163万円)	自動車取得税交付金
40万円 (33万円)	地方特例交付金
27億8,100万円 (21億8,447万円)	地方交付税
90万円 (39万円)	交通安全対策交付金
4,047万円 (859万円)	分担金及び負担金
8,507万円 (2,942万円)	使用料及び手数料
15億7,171万円 (9,068万円)	国庫支出金
3億1,315万円 (2,466万円)	県支出金
3,052万円 (3,475万円)	財産収入
0万円 (85万円)	寄附金
6億1,629万円 (34万円)	繰入金
1億7,094万円 (1億6,851万円)	繰越金
8,444万円 (2,584万円)	諸収入
15億7,140万円 (0万円)	町 債

議会費	(4,117万円) 7,365万円
総務費	(3億1,667万円) 9億5,125万円
民生費	(6億754万円) 14億8,355万円
衛生費	(3億587万円) 28億7,498万円
農林水産費	(4,734万円) 2億7,677万円
商工費	(4,905万円) 7,343万円
土木費	(6,213万円) 3億6,104万円
消防費	(2億24万円) 5億5,414万円
教育費	(2億5,735万円) 5億7,111万円
災害復旧費	(329万円) 1,791万円
公債費	(3億4,826万円) 6億7,890万円
諸支出金	(0万円) 0万円
予備費	(0万円) 1,074万円

## 一般会計 [収入]

予算額合計 79億2,747万円  
収入済額合計 29億8,418万円

一般会計 [支出]

予算額合計 79億2,747万円  
支出済額合計 22億3,891万円



## 企業会計

事業名	収入済額	支出済額
水道事業	3,444万円	3,060万円
病院事業	5億3,055万円	6億1,462万円

## 特別会計

会計名	収 支	収 入			支 出		
		予 算 額	収入済額	収入率	予 算 額	支出済額	予算執行率
国民健康保険事業		13億915万円	4億5,625万円	34.9%	13億915万円	6億2,648万円	47.9%
育英奨学金貸付事業		1,944万円	836万円	43.0	1,944万円	945万円	48.6
赤河内財産区		941万円	942万円	100.1	941万円	0万円	0.0
簡易水道事業		8,742万円	3,291万円	37.6	8,742万円	1,628万円	18.6
漁業集落排水事業		2,240万円	118万円	5.3	2,240万円	752万円	33.6
公共下水道事業		1億5,209万円	1,061万円	7.0	1億5,209万円	4,886万円	32.1
介護保険事業		13億935万円	5億6,264万円	43.0	13億935万円	5億7,809万円	44.2
阿部診療所		3,432万円	544万円	15.8	3,432万円	819万円	23.9
後期高齢者医療		1億4,550万円	4,571万円	31.4	1億4,550万円	4,154万円	28.6



# します。確実に受け取ってください!



## 10月5日以降に転居された方は

「通知カード」は、10月5日時点の住民票の住所地に郵送することになっています。10月5日以降に町内で転居された方で、受け取りできずに役場に返戻されたカードは再度、新住所にお送りします。前の住所で受け取られた方は、カードご持参の上、**住民生活課もしくは由岐支所**で表面記載事項変更届をお願いいたします。



## 10月5日以降に転出される方は

旧住所地で他の世帯員の方が受理する可能性がある場合は、**カード入手後、新住所地で表面記載事項変更届をしていただくか、新住所地で新しいカード送付の手続をした後、旧住所地に届いた通知カードと印鑑をご持参の上、返納届**をお願いいたします。

※郵便、代理人による返納も可能です。また新旧どちらの住所地でも返納できます。

旧住所地で受理する可能性がない場合は、**新住所地区区町村で新しいカード送付の手続き**をお願いいたします。



## 記載内容に変更があった場合は

引っ越しや婚姻等でカードの記載内容に変更があった場合は、**住民生活課、由岐支所**または転入先の市区町村の窓口へ届け出てください。



## 世帯全員分をまとめて郵送

通知カードは、住民票に登録された世帯全員の分を世帯主宛にまとめて郵送しています。



## 簡易書留は転送されません

マイナンバーをお知らせする通知カードは転送不要となっていますので、郵便局に転送届を出されていても転送されません。転送届を出されている方には、不在票は投函されずに役場に返戻されますので、後日送付する役場からの通知と必要な持ち物を持って**住民生活課**にお越しください。



## 大切に保管してください

マイナンバーは生涯にわたって使用しますので、大切に保管してください。なお、紛失などによる再発行は手数料がかかります。

**通知カード再発行手数料 500円**



個人番号カードの交付申請が集中した場合、来年1月からの個人番号カードの交付が遅れる可能性があります。確定申告に必要とされる方は、お早めに手続をお願いいたします。

## 5 「住民基本台帳カード」をお持ちの方へ

これまでに発行した「住民基本台帳カード」(以下、「住基カード」という。)は、平成28年1月以降も有効期限まではそのままお使いになれます。住基カードを利用する目的(本人確認資料など)によってはすぐに個人番号カードに切り替える必要はありません。ただし、住基カードを利用した公的個人認証(電子証明書)を引き続き利用する場合は、住基カードの有効期限内であっても電子証明書の有効期限(3年)に達する前に更新するか、有効期限に達した時点で個人番号カードへ切り替える必要があります。

住基カードの電子証明書の更新手続を行う場合は12月22日(火)までに**住民生活課**で行ってください。

### お問い合わせ

- マイナンバー制度に関すること
- 通知カード・個人番号カードに関すること
- 個人番号カードコールセンター

役場総務企画課 ☎77-3611  
役場住民生活課 ☎77-3613  
☎0120-95-0178(無料)  
☎0570-783-578  
☎0570-064-738(外国語対応)





# 11月中旬から通知カードを郵送

## 1 マイナンバーとは？

マイナンバー（個人番号）は、平成27年10月5日時点で住民票に記載されている住民1人1人に指定される12桁の数字です。平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類に、マイナンバーを記載することが必要になります。なお、マイナンバーは原則として生涯変わりません。

## 2 すべての方に「通知カード」を郵送

マイナンバーが記載された「通知カード」は、11月中旬から順次、世帯主宛に簡易書留（ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し）で郵送します。

居所情報登録申請をされた方については、登録された居所に郵送しますので、確実に受け取ってください。10月6日以降に新たに住民票が作成された方にも随時郵送します。

## 3 配達時に受取人が不在の場合は、郵便局で一時保管

簡易書留は、ポストへの投函ではなく郵便局員が手渡しで配達し、受領印を必要とするため、配達時に受取人が不在の場合は、配達郵便局で一時保管することになります。マイナンバー専用不在通知（ピンク色）が投函された場合は、お手数ですが郵便局にお問い合わせいただき、再配達もしくは保管郵便局窓口で通知カードをお受け取りください。なお、保管期間（11月末まで）を過ぎると役場に返戻されますので、それ以降は住民生活課でのお渡しとなります。役場に通知カードが返戻された場合は、役場から通知を送りますので、必要な持ち物を持って**住民生活課**にお越しください。

**郵便局のマイナンバー専用お問い合わせ ☎050-3786-1621（受付時間 8:00～20:00）**

## 4 希望する方に「個人番号カード」を交付

個人番号カードは、現在の住民基本台帳カードに代わって本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体等が条例で定めるサービスの利用や各種電子申請が行えるプラスチック製のICカードです。通知カードと一緒に郵送される交付申請書を郵送または、スマートフォン等によるWEB申請をすると、個人番号カードの交付を受けることができます。申請された方には、平成28年1月以降に交付通知書を郵送しますので、必要な持ち物を持って**住民生活課**にお越しください。窓口で本人確認をさせていただき、暗証番号を設定していただいた上で交付します。

**交付手数料** 無 料（※再発行は原則800円）

**有効期限** 発行日から申請者の10回目の誕生日まで（20歳未満の方は、5回目の誕生日まで）

※申請方法、受け取り方、必要な持ち物などについては、同封の説明用パンフレットをご覧ください。



# 美波町臨時職員募集のお知らせ

美波町では、下記のとおり平成28年2月以降に勤務していただく臨時職員を募集します。

## ◆募 集 職 種

職 種	募集人員	就業場所	勤務時間等(原則)	賃 金 (H26度実績)	勤務内容・資格等
看護補助員	5名	美波病院	365日の交代制勤務 週休2日(交代制)	日額7,000円	看護師同伴による入院患者の 介助業務など
用務員	2名	美波病院	原則月曜日～金曜日 8:30～17:15 週休2日 連休時休日出勤あり	日額6,000円	病院内、外清掃業務など
医療事務	3名	美波病院	月曜日～金曜日 8:30～17:15 時間差出勤あり	日額7,000円	窓口業務、診療報酬請求業務 など 【資格】 医療事務

◆共通する応募資格 心身共に健康で、地方公務員法第16条各号(欠格条項)に該当しない方

◆勤 務 条 件  
(1)通勤手当：正規職員に準じて支給。ただし、町有地に駐車する場合は、  
駐車場使用料必要。  
(2)社会保険等：雇用期間及び勤務時間数等により、社会保険及び雇用保険  
に加入  
(3)有給休暇(パートは除く)：有給休暇5日/6ヶ月  
特別休暇(夏季3日・忌引休暇有)  
(4)賞与あり

◆特 記 事 項 臨時職員として任用されている間の身分は地方公務員となりますので、守  
秘義務や営利企業等の従事制限(兼業の禁止)等、地方公務員としての義務  
が課されることとなります。また、応募いただいた履歴書は採否に関わら  
ずお返しいたしません。

◆選 考 方 法 面接試験 ※別途お知らせします。

## ◆応 募 方 法

【提出書類】 市販の履歴書1通(申込日前6ヶ月以内に写した写真を貼付し、履歴書の本人希望欄に、希望職種を記入)、資格証の写し(免許資格が必要な職種に限ります)

【受付期間】 11月30日(月)締切り 土曜・日曜を除く、午前8時30分から午後5時まで

【提出場所】 美波町役場総務企画課へ提出してください。

【郵便による申込】 封筒の表に「臨時職員採用試験申込」と朱書きし美波町役場総務企画課宛に送付。(締切日必着)

【お問い合わせ先】 美波町役場 総務企画課 ☎0884-77-3611  
〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1



# 後期高齢者医療制度からのお知らせ

## ◎限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方(低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方)は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができません。入院等される場合は、役場保健福祉課又は、由岐支所まで、ご申請ください。

※**低所得Ⅰ** 同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円になる人(単身世帯・年金収入のみの場合、受給額80万円以下の方等)

※**低所得Ⅱ** 同一世帯の全員が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)

## ◎障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が後期高齢者医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、後期高齢者医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として1割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことが出来ます。(所得の多い方は窓口負担が3割になります)

### 障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部(音声機能・言語機能・下肢障害の一部)の方
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

## ◎健康診査受診券について

健康診査受診券は、

- ①入院をされていない方で生活習慣病と診断されていない方
- ②今年の1月から9月の間に新しく被保険者となった方で、徳島県後期高齢者医療広域連合から送付された健康診査申込書で申し込みをした方

に送付しています。

健康診査受診券が送付されていない方で、今年度(平成27年4月～)に血液検査と尿検査のどちらかをしていない方、または両方をしていない方は、健康診査申込書を提出していただくことにより、健康診査受診券を発行します。

健康診査申込書は下記お問い合わせ先にあります。健康診査の受診を希望される方は、下記お問い合わせ先まで、申し込んでください。最終締め切りは、**平成27年11月27日(金)**です。

## ◎保険料の納付が困難な場合

災害等により損害を受けたときやその他の特別な事情により、保険料を納めることが困難な人については、保険料が減免となる場合があります。滞納のままにせず、ご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614 由岐支所 ☎78-2212



# 11月は「児童虐待防止推進月間」です。



「子どもへの虐待(児童虐待)」が深刻な問題になっています。  
児童虐待は、決して特別なことではありません。  
虐待の理由は非常に複雑です。保護者の子育ての不安や悩みから始まることも少なくありません。  
子育てに頑張り過ぎることで虐待してしまう保護者もいます。  
決して特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題です。  
地域全体で、虐待から子どもを守りましょう。

\*\*\* あなたの勇気が子どもを救います、迷わないでお電話ください。\*\*\*



虐待を受けていると思われる子どもや子育てに悩む親を見つけた場合、又はご自身が  
出産や子育てに、戸惑いを感じた場合など、不安を感じたら、まずご相談ください。

## 相談・連絡先(24時間受付)

役場保健福祉課 ☎77-3614 ・ 由岐支所 ☎78-2212  
※土日祝日でも役場宿日直者へ連絡をお願いします。

南部こども女性相談センター(児童相談所)  
〒771-0011 阿南市領家町神野319 ☎0884-22-7130



## 11月12日(木)から25日(水)

# 女性に対する暴力をなくす運動

暴力は、どのような性別や間柄であろうとも、決して許されるものではありません。とりわけ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。このため、内閣府は毎年11月12日から25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めて広報や啓発等を行っています。



### ◆配偶者からの暴力～被害者の多くは女性～

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査(平成26年度)」によると、配偶者からの暴力被害(身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要)の経験は女性の23.7%、男性の16.6%にあったという結果がでています。また、これらの人のうち女性の10.5%、男性の9.5%がこの1年間に何度も被害があったと回答しています。女性では年代が若くなるほど被害経験をした人の割合が多くなっています。依然として、被害が深刻な実態にあることが確認されました。

### ◆身内の方や友人、ご近所のみなさんへ

DVを受けている方から相談されたり、DVに気づいた時は、暴力は振るう人が悪い、暴力を選んだ人の責任であることを念頭に置きながら話を聞き、一人で悩まずに相談機関で相談するよう勧めてください。「相手の言い分も聞いて」、「あなたにも悪いところがある」というのは暴力を2人の関係性の問題に帰すこととなり、暴力の責任をあいまいにする危険性があります。「子どものために自分が我慢したらよい」といわれる場合には、暴力のある家庭で育つのは子どもにとってもしんどいことであり、相談することは自分のためだけではなく、子どもをケアすることに繋がることを伝えてください。

### 【相談先】 南部こども女性相談センター

☎0884-24-7115(月～金 9時～17時 祝日、年末年始を除く)

とくしま相談室

☎088-626-6188(月・水～土 10時～12時、13時～16時 祝日、年末年始を除く)

# こころとからだの健康とお酒について

～お酒の引き起こす病気を世代や生活習慣で考えます～

日時 平成27年11月20日(金)

受付 午後1:15～ 講演 午後1:30～3:30

場所 日和佐公民館 3階大集会室

**参加費無料**



「ほどほどに嗜むは百薬の長となり、過ぎたるは万病の源」と言い継がれてきたお酒ですが——お酒は人間関係を円満にしたり、日々の疲れを和らげてくれるものであります。しかし、そのつきあい方を間違えると、健康や生命にかかわる様々な事件や事故が生じます。

お酒による問題は早くからの手立てが難しく、身近な人の対応だけでは手一杯となり初めて、医療・保健・福祉に相談しはじめることが多いのが特徴です。



今回の講演会の内容はお酒を飲む機会の多い方やその家族や身近な方々、関心をお持ちの方、また支えていく保健福祉関係者が、お酒の知識や世代ごとの危険性を学び、アルコールと上手に付き合っていく(支える)ことを目的としております。

**当日参加  
できます!**

講師 つる こういちろう 鶴 幸一郎氏 (アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会 関西支部)

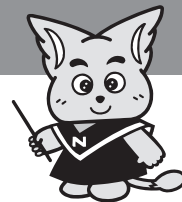
精神科病院に16年間勤務し、そのうち10年間、アルコール専門病棟の相談員として勤務。H25年4月から宮城県の女川町保健センターにて震災支援にあたる。H27年4月より、大阪府内の障害者支援事業所を運営するかたわら、大阪府立精神医療センターにて、国からの委託事業の依存症拠点医療機関事業の「依存症コーディネーター」として勤務している。

お問い合わせ先

医療法人 富田病院 精神保健福祉士 四宮・島田  
海部郡美波町西河内字月輪129番地4  
☎0884-77-0368 FAX.0884-77-2583



# 国民年金だより



◆国民年金保険料の納め忘れがある方へ

平成27年10月から<sup>ここのう</sup>後納制度が変わります！

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、後納制度をご利用できる期間が過去10年から5年になりました。  
(過去2年以内の未納分は、これまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です)

※過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例)平成23年4月分の場合 → 平成28年4月末まで納付可能となります。

▶この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

## 後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足している期間の保険料を納めることにより、**年金の受給資格が得られる可能性**があります。

●将来受け取る年金額が増額します。

〈1ヶ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安〉

780,100円(平成27年4月時点の満額の年金額) ÷ 年額で1,625円 増額  
480ヶ月(40年×12ヶ月)

## ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

※特定期間となっている期間は特例追納をご利用ください。

## 申し込みから納めていただくまでの手順

1. 国民年金後納保険料申込書に必要事項をご記入のうえ、年金事務所に提出します。

●年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。

●申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

2. 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。

●承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

3. 納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。

●市区町村役場、年金事務所では納めることができません。

## お申込みいただく際の注意事項

<p><b>納付の際に加算額がつきます</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●過去3年度以前(平成24年度以前)の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。</li> </ul> <p>詳細は下記「平成27年度中の後納保険額と納付期限」でご確認ください。</p>	<p><b>納める順番があります</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。</li> </ul> <p>・平成22年度      ↓      古い分          ・平成23年度          ・平成24年度      ↓      新しい分</p>	<p><b>申し込み後に審査を行います</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。</li> <li>●審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお早めに申し込みください。</li> </ul>
<p><b>利用期間は平成30年9月まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●後納制度をご利用いただける期間は平成27年10月から平成30年9月までです。</li> <li>●保険料は1ヶ月分から納付できます。</li> </ul>	<p><b>一部免除の未納期間も納付できます</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。</li> </ul> <p>この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。</p>	<p><b>免除期間がある方は…</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。</li> </ul> <p>上記期間の納付を希望する場合は、10年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。</p>

### 平成27年10月から平成28年3月までの後納保険料

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成22年度	15,900円	15,100円	800円	<b>図1を参照ください</b>
平成23年度	15,520円	15,020円	500円	平成28年3月31日
平成24年度	15,220円	14,980円	240円	平成28年3月31日
平成25年度	15,040円	15,040円	加算なし	平成28年3月31日

【図1】

	納付期限
平成22年10月分	平成27年10月31日
平成22年11月分	平成27年11月30日
平成22年12月分	平成27年12月31日
平成23年1月分	平成28年1月31日
平成23年2月分	平成28年2月29日
平成23年3月分	平成28年3月31日

※後納保険料額は、「当時の保険料額+加算額」です。(①=②+③)

※後納保険額は政令で定められ、毎年度改訂されています。

※後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

## 2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、**翌月末日が納付期限**です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- 2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督促(電話・文書・戸別訪問)および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。



## 年金の受給資格期間の短縮について

- 老後の年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)は、消費税率10%への引き上げ時(平成29年4月)に25年から10年に短縮される予定です。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

**0570-011-050**

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6731-2015  
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

**月～金曜日 午前8:30～午後5:15**

※ただし、月曜日は午後7:00まで延長(月曜日が休日の場合は火曜日)

**第2土曜日 午前9:30～午後4:00**

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

または、 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所 ☎78-2211

## 若者よ集え！ ロマン溢れる出羽島で

レトロアイランド出羽島で素敵な時間、素敵な出会いを見つけませんか？

出羽島で島の散策・ゲームやカレーライス調理を楽しみましょう♪

### 【開催日程】

12月5日(土) 9:30～16:30 ※雨天決行

### 【主要なタイムスケジュール】

- 9:30 集合、受付、班分け
- 10:25 牟岐港出発
- 11:00 昼食準備(カレーライス)  
参加者みんなで調理します♪
- 12:30 昼食・フリータイム
- 13:30 島散策・灯台でゲーム
- 16:00 フリータイム
- 16:35 出羽島港出発

【開催場所】 牟岐町出羽島

【集合場所】 出羽島連絡船船着き場

【主催】 海部郡婦人会連合会

【後援】 牟岐町教育委員会、海陽町教育委員会、美波町教育委員会

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

- 牟岐町(石本) ☎0884-72-2035)
- 海陽町(石本) ☎0884-76-2452)
- 美波町(関原) ☎0884-77-0219)

**参加費  
無料!!**

## 地域おこし協力隊 清水さんに委嘱

今年度新たに地域創生事業としてサテライトオフィス誘致のための地域おこし協力隊を募集し、東京都内のIT関連企業で勤めていた清水彩香さん(27歳)を隊員として委嘱しました。

清水さんは10月15日に美波町へ転入し、19日に影治町長から委嘱状が手渡されました。今回、委嘱された職務はサテライトオフィス誘致促進という事もあり、行うべき業務は多種にわたりますが、前職のスキルを生かし、この美波町で共に働いていただける企業を一社でも多く増やしていけるよう取り組んでいきます。

委嘱期間は平成28年3月末までで、最長、平成30年3月末まで延長することができます。



～忘れていませんか～

臨時福祉給付金の申請受付を延長しました。

平成28年1月29日まで！

**給付金を受取るには申請が必要です！**

申請書を紛失された方、又は申請書が届いてない場合等、ご不明なことがある場合、下記の問い合わせ先(住民生活課)までご連絡ください

確認じゃ

**臨時福祉給付金**

申請期限

平成28年1月29日(金)

※土・日・祝日及び年末年始は除きます

申請場所

○美波町役場 住民生活課

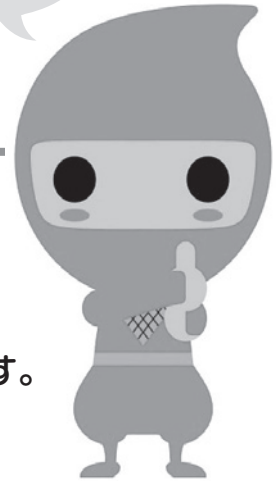
○美波町由岐支所

※郵送での申請も  
お受けいたします。

●お問い合わせ先

役場住民生活課

臨時福祉給付金係 ☎77-3613



**11月・12月は県税・市町村税の県下一斉徴収強化月間です。**

**こらえんじょ! 税の滞納**

納付の遅れている方はお早めにご納付ください。

町税について、納期限を過ぎても納付がない場合、法律では、督促状の送付、さらに督促状を発送した日から11日目までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないと定められています。

美波町では、単なる不注意や何らかの事情により納付ができなかった場合を考慮し、文書などによる催告を行い、早めの納付を促しております。

しかし、それでも納付または連絡・相談がない場合には、期限内に納付された納税者との公平を保つため、やむを得ず滞納者の財産(預貯金・生命保険・給与・年金・不動産など)の差し押さえを実施しております。

さらに高額・悪質な滞納案件は、徳島滞納整理機構に徴収を移管することがあります。



すま第14-143号

【お問い合わせ先】

美波町役場

税務課 ☎77-3615

保健福祉課 ☎77-3614





防災すだちくん

点検して  
いますか？

住宅用

# 火災警報器

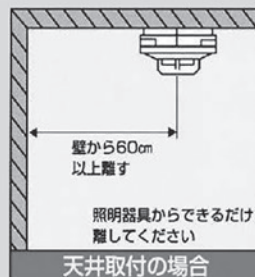
定期的に作動確認し、警報音を聞いてみましょう。

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。(平成23年6月1日から)

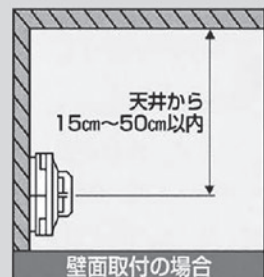
## 住宅用火災警報器とは？

火災により発生する煙や熱を感知し、警報音や音声などで火災知らせてくれる装置で、ホームセンターや電気店、消防防災設備取扱店などで購入できます。

付属のねじやフックを使い天井や壁に簡単に取り付けられるようになっており、一般的に販売されているほとんどが電池式で、約10年作動するようになっています。



天井取付の場合



壁面取付の場合

## 維持管理が大切

煙流入口にほこり等が付着すると煙を感知しにくくなりますので、年に2回程度は乾いた布で軽く拭き取るなど、維持管理に努めましょう。

電池切れ警報が鳴ったら、電池を新しいものに交換してください。

設置から10年以上経過している場合は、本体の交換をお勧めします。

火災警報器に付属している取扱説明書を必ず確認してください。

火災でないときに、火災警報器が鳴った場合は、警報停止ボタンを押すか、引き紐を引いて警報を止めてください。



徳島県婦人防火クラブ連合会



## 設置しなければならぬ場所は？

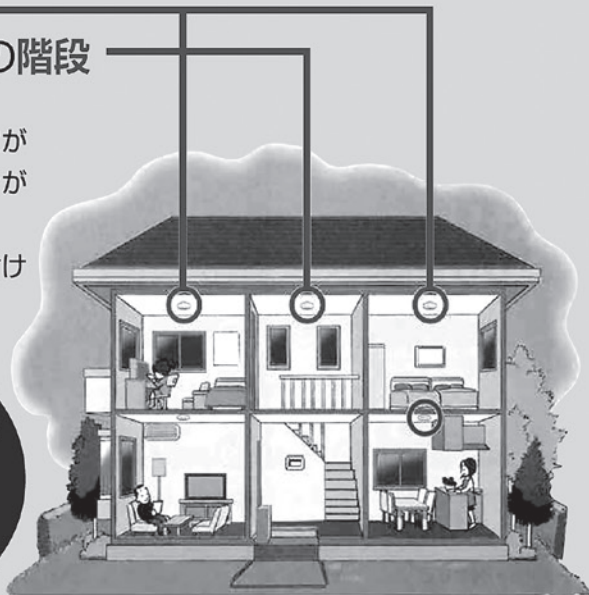
- ①全ての寝室
- ②2階に寝室がある場合、2階の階段

その他、3階建ての場合や1つの階に居室が5つ以上ある場合も設置が必要になる場合があります。

消防法令により、寝室や階段に設置が義務付けられているのは、「煙式」の警報器です。



徳島県では台所には設置義務はありませんが、熱式の警報器をつけておくことをお勧めします。



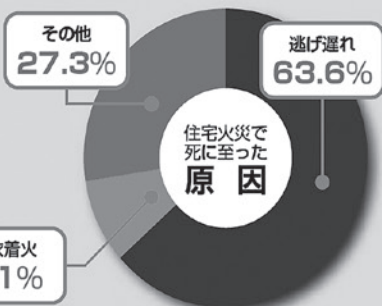
## なぜ必要なの？

自分自身はもちろん大切な家族を住宅火災から守るためです。

火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり

近隣への延焼被害も軽減します。

住宅火災の死亡の原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。さらに、住宅火災の死者の約8割が「65歳以上の高齢者」であり、今後も高齢化が進展していくに伴い、さらに高齢者の被害が増加することが危惧されます。



(徳島県：平成26年中(概数)放火自殺者を除く)

## 助かった事例

午前3時ごろ、徳島市の住宅で出火。就寝中の夫妻は、住宅用火災警報器の音に気づいて無事に逃げ出せた。

最初は、約半年前に階段の上に付けた火災警報器の音とはわからなかった。オール電化だから火事はないと思っていたが、台所の扉からの煙を見てびっくり。急いで2階の主人に知らせると、主人はベランダからとなりの納屋に逃げました。家は、全焼したけれど、火災警報器がなかったら、助かってなかったと思います。

本当に火災警報器のおかげです。

※今は「火事です。」と音が出ます。



## 悪質訪問販売に注意！

市町村職員や消防職員が販売に伺うことはありません。

少しでもあやしいと感じたら、すぐ返事をしないようにしましょう。

ご相談は徳島県消費者情報センターへ

平日 9:00～18:00 (水曜を除く) 電話番号 088-623-0110

土・日 9:00～16:00 URL: <http://www.pref.tokushima.jp/shohi>

休所日 水曜・祝日・年末年始

## 徳島県婦人防火クラブ連合会

事務局 (徳島県危機管理部消防保安課 TEL:088-621-2284)

海部消防組合 日和佐出張所 ☎77-0999



# 赤松神社奉納吹筒花火

10月11日(日)



で  
きたん  
ど  
したん



10月10日(土)、11日(日)

# 目和佐八幡神社秋季例祭

一番太鼓 西町



二番太鼓 本町



三番太鼓 桜町



四番太鼓 中村町



五番太鼓 恵比須浜



六番太鼓 奥河町



七番太鼓 戎町



八番太鼓 東町



## 11月定例教育委員会の日程について

日時 11月27日(金)午前9時30分～  
場所 日和佐公民館3階会議室

## 美波町人権擁護委員会からのお知らせ

人権擁護委員の委嘱について

9月30日の任期満了に伴い、人権擁護委員に次の方が委嘱されましたので、お知らせします。

○再任 牧野和榮さん

(日和佐地区担当)

○再任 鏡

(日和佐地区担当)

## 有害鳥獣駆除及び狩猟期間中の安全対策について

現在、町内全域にて農作物等に対する被害があるため、有害鳥獣捕獲駆除活動を美波町有害鳥獣駆除捕獲班の協力のもと、適切な個体数にするため捕獲活動を行っております。

捕獲時における各種安全対策を講じているところですが、農作業や観光等で山中に立ち入る際には、万一に備え目立つ服装の着用、鈴やラジオ等の音の出るものを携帯するなど、安全対策をお願いいたします。

また、11月15日～3月15日ま

での狩猟期間中につきましては、町外からの狩猟者も町内各所にて捕獲活動を行いますので、より一層の注意・安全対策をお願いいたします。

## 消防職員募集

受付期間 11月9日(月)～24日(火)

採用予定人員 1名程度

第1次試験 12月12日(土)

場所 海部消防組合消防本部 講堂

応募資格 昭和60年4月2日生

～平成10年4月1日生

お問い合わせ先

海部消防組合消防本部

☎0884-7210600

海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1

## 阿南支援学校

### ひわさ分校 文化祭

受付期間 11月14日(土)

午前9時25分～11時45分

表現会

(小学部・中学部・高等部)

午後1時～2時25分

バザー、なかよし広場、

児童生徒作品展、喫茶

※なかよし広場には、超大型エ

アートランポリン(無料)を

設置しています。バザーでは、

授業で製作した製品も販売し

ます。また、喫茶・軽食コー

ナーもあります。ぜひお越しください。

## COPD啓発・健康づくり

### 県民講座を開催します!

せき、たん、息切れが気になる…それはCOPD(慢性閉塞性肺疾患)かもしれません!

日時 12月12日(土) 午後1時から

場所 阿南保健所 2階大会議室(阿南市領家町野神319番地)

内容

①中瀬医院院長 中瀬勝則先生

「COPDって何?」正しく

知って正しく予防!

②徳島県口腔保健支援センター

嘱託歯科衛生士「やってみよう!お口の健康づくり」

③体験コーナー

・肺年齢測定

・呼気中一酸化炭素濃度測定

・血管年齢測定 など

・その他健康に役立つ情報が盛りだくさん!

お問い合わせ・お申し込み先

徳島県 健康増進課

☎088-621-2223

## 平成27年度 受講生募集

英語の初歩的な日常会話ができることを目指した「英会話講座」を開催します。興味のある方はどなたでも結構ですので、

お申し込みください。  
とき 12月3日、10日、17日、1月14日、21日、28日、2月4日、11日、18日、25日の午後1時から3時まで(いずれも木曜日、全10回)

ところ 徳島県南部総合県民局 美波庁舎(海部郡美波町奥河内字弁才天17-1)

講師 ジェフ・ポデズワ氏(英会話講師)

受講料 無料(ただし、テキスト代等実費は必要です。)

申込締切 11月27日(金)

申込方法 住所・氏名・電話番号を明記のうえ、ファクシミリまたは電話でお申し込みください。

募集定員 20人(応募者多数の場合抽選)

お問い合わせ・お申し込み先

徳島県南部総合県民局経営企画部(美波)地域振興担当

☎0884-7417331

FAX 0884-7417337

※本講座は、徳島県立総合大学 校南部校主催講座となっております。

法定検査を受検した方に検査証明書を発行しています。  
この証明書は、浄化槽の清掃を実施するときに海部郡衛生処理事務組合に提出していただく書類となります。

清掃の当日に清掃担当者にお渡しいただくか、若しくは、清掃の前日までに海部郡衛生処理事務組合に郵送又はFAXで送付するようにお願いします。  
(〒775-0007 海部郡牟岐町大字内妻字白木139-1 FAX 7212227)

なお、海部郡浄化槽一括契約協議会と一括契約をしている方は、会員保守点検業者を経由して提出することも出来ますので、詳しくは協議会事務局までご相談ください。

お問い合わせ先

海部郡浄化槽一括契約協議会事務局 (公社)徳島県環境技術センター

☎088-636-11234

FAX 088-636-11122

## 全国一斉奨学金問題ホットライン

奨学金の返還に困難を抱えている人が増加しているところ、その請求には様々な法的問題が含まれ、対応が必要な場合が少なくありません。



1日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館2階
3日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
8日	火	人権相談 (9:00~12:00)	日和佐公民館
		人権相談 (13:00~15:00)	由岐老人福祉センター
		女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館2階
9日	水	行政相談 (13:00~15:00)	由岐公民館
10日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
		行政相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
11日	金	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~16:00)	阿南市民会館2階
15日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館2階
17日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
		介護相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
22日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館2階
24日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
25日	金	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~16:00)	阿南市民会館2階
31日	木	心配ごと相談 (休み)	

◎女性のための生き方なんでも相談は、【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業です。

※「女性のための生き方なんでも相談」は、事前に予約が必要です。

【連絡先】 男女共同参画室分室  
☎0884-22-0361

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

【受付日】  
月~金 8:30~17:00  
(土・日・祝祭日は休み)

【連絡先】  
美波町社会福祉協議会  
☎77-0342  
由岐支所 ☎78-1792

# 町民文芸

## 由岐句会

存ぞんえることの尊し秋時雨  
 小鳥来て二人の暮らし覗きおり  
 忘れたる鎌に錆つく秋時雨  
 いとど飛ぶ厨に古りし火伏せ札  
 引退の記者会見や秋深し  
 小鳥来る紅染まる海原に  
 秋時雨歴史を刻む白杵仏(大分県)  
 名月や路地また路地の海女の里  
 廃品回収車の声よく透る文化の日  
 あるなしの風にうなづく秋桜

中川 秀司  
 住谷 喜舟  
 米山 玉子  
 戎谷 久代  
 戎谷 利公  
 松内 きぬ  
 松内 澄魚  
 森 浄子  
 下町 昭  
 森本富美子

## 木岐句会

石垣の穴から穴へ蛇の衣  
 色の良く漬かる秋茄子仏前に  
 穂田に雀の群の餌さ探し  
 仏前に父の好みし栗ご飯  
 車椅子過ぎる両側刈田原

三谷 静枝  
 海部夫志子  
 湊 とおる  
 浜名 文子  
 寺下岩次郎

## 日和佐短歌会

老少の百七十名のコーラスとオーケストラは一つになれり  
 チャイム五時峡に四方から聞せまり時折車のライトが光る  
 山頂に出でし名月眺め居り蟋蟀啼ける秋の静けさ  
 白鼻心の夜ごと登りて喰うグアバの枝乱れたりたわみしままに

福井 郁子  
 栗林 和子  
 小延 恭弘  
 本庄たゑ子

## 投稿(短歌)

触れもせですがれる紫蘇の匂うかな実のこぼれたる畑を耕す

下町 昭

## 日和佐句会

コンビニの小旗ひらめく秋の風  
 秋刀魚焼く煙が路地に流れおり  
 小鳥来る生徒まばらの運動場

坂井 清  
 青山 幸子  
 青山 文夫

名月や浜のながめも澄み渡り  
 秋陽濃し石垣を積む人の背に  
 永平寺銀杏黄葉に金の雨  
 名月や明るく暗く見え隠れ  
 雄大にどんと構える秋の山  
 雨あがりどつと咲き出し彼岸花  
 米を搗く水車のしぶき草の花

橋本たかき  
 本庄 潮乃  
 白河 輝女  
 福井 咲希  
 澤田 信子  
 張野 浩子  
 岡本 真砂

## 時雨庵句会

羽化うか終えて庭木に蝉の濡ぬれており  
 眠る子の手よりこぼれる木の実かな

名田みやや  
 勝瑞 高春

町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課(☎77-3611)まで連絡をお願いします。



※原稿は前月の20日前後までに提出してください。

# 図書館カレンダー

11月の予定 ●休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月の予定 ●休館日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

『開館日・時間』 ☆ 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで  
 ☆ 土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで  
 『休館日』 ★毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) ★祝日と年末年始

# 図書館だより

No.116  
2015年11月号



## ◆写真展

### 「日和佐に通じる海辺の道・山の道・へんろ道」 阿波の峠を歩く会

11月7日(土)～12月13日(日)  
2Fギャラリー

## ■新着本

- うずら大名
- 老後の資金がありません
- 職業としての小説家
- 霧(ウラル)
- 新しい十五匹のネズミのフライ
- 虚栄
- 我が家のヒミツ
- 小説土佐堀川
- 警察庁最重要案件指定
- 我が名は秀秋
- 鍵の掛かった男
- 帰蝶
- 闘う君の唄を
- 怒鳴り癖
- ふなふな船橋
- 聖母
- 犯人に告ぐ 2
- 和僑
- 水鏡推理
- 陽気なギャングは三つ数える
- Killers 上・下
- ボス・イズ・バック
- 超高速!参勤交代 老中の逆襲
- 凧の司祭
- あこがれ
- 空海

- 皇中 恵
- 垣谷 美雨
- 村上 春樹
- 桜木 紫乃
- 島田 荘司
- 久坂 部羊
- 奥田 英朗
- 古川 智映子
- 八木 圭一
- 矢野 隆
- 有栖川 有栖
- 諸田 玲子
- 中山 七里
- 藤田 宜永
- 吉本 ばなな
- 秋吉 理香子
- 雫井 脩介
- 榆 周平
- 松岡 圭祐
- 伊坂 幸太郎
- 堂場 瞬一
- 笹本 稜平
- 土橋 章宏
- 石持 浅海
- 川上 未映子
- 高 村 薫 等

## 《児童本》

- わらう
- ゴリラのおとうちゃん
- ほしじいたけほしばあたけ
- なんで?
- ママなんサイ?
- なぞかけえほん
- カボチャのなかにたねいくつ?
- オルゴールのくるくるちゃん
- ルルとララのミルクプリン
- 真田幸村と十勇士
- 世界冒険アトラス
- お昼の放送の時間です
- オニのすみかでおおあばれ!
- スプーンは知っている
- 大中小探偵クラブ
- 世界でいちばん貧しい大統領からきみへ
- 目がみえない耳もきこえないでもぼくは笑ってる
- 友恋×12歳 ホントの気持ち
- さこももみ
- 三浦 太郎
- 石川 基子
- トレーシー・コテュロイ
- 越智あやこ
- 入船亭 扇里
- マーガレット・マクナマラ
- こみねゆら
- あんびるやすこ
- 奥山 景布子
- レイチェル・ウィリアムズ
- 乗松 洋子
- 藤 真知子
- 新藤 悦子
- はやみねかおる
- ホセ・ムヒカ
- 佐々木 志穂美
- 名木田 恵子

※このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんの本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館 ☎0884-77-2733



## 人口と世帯 (平成27年10月31日現在)

	人口	前月比
人口	7,331人	(-14)
男	3,385人	(-8)
女	3,946人	(-6)
世帯数	3,434世帯	(+2)

※平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

## 今月の納税

納付期限 12月1日(火)

●国民健康保険税 第4期分

死亡

婚姻

出生

人口動態

マナーを守って  
住みよい環境



- やめよう！犬の放し飼い
- 散歩中のフンは飼い主が後始末を！

社協だより

第50回

# 地区館対抗球技大会

【ソフトボールの部】

優勝：東由岐公民館

準優勝：西由岐公民館

日時：10月18日(日)

場所：由岐小学校及び由岐中学校グラウンド



優勝した東由岐公民館



準優勝した西由岐公民館

【ソフトバレーボールの部】

優勝：木岐公民館

準優勝：東由岐公民館

日時：10月18日(日)

場所：由岐中学校体育館



優勝した木岐公民館



準優勝した東由岐公民館



美波町HP  
QRコード